

第13回弟子屈町農業委員会総会議事録

平成30年8月27日

午前10時00分～午前10時27分

○ 出席委員

塩沢 稔宏	新木 栄	元山 義久	上西 透
阪口 正明	小林 武	江上 真一	渡邊 雄一郎
望月 信雄	鈴木 和幸	吉田 真利子	齋木 弥

○ 欠席委員

○ 議 件

議案第45号 農業振興地域整備計画の変更について

議案第46号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第47号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について

議案第48号 現況証明願いについて

議 長 只今より第 13 回弟子屈町農業委員会総会を開催致します。日程 1、議事録署名委員の指名については、3 番鈴木委員さん、4 番江上委員さん、よろしくお願いいたします。日程 2、「会期の決定について」でございますが、本日 1 日限りとしてよろしいでしょうか。

各 委 員 異議無し。

議 長 異議無し、ということで、本日 1 日限りと致します。次日程 3、諸般報告でございますが、本日は全員出席となっております。次日程 4、「会務報告」局長よりお願いいたします。

事 務 局 長 それでは、第 12 回農業委員会総会以降の会務についてご報告いたします。まず、整理番号 1 番、7 月 27 日、第 12 回農業委員会総会がここ委員会室で開催されております。委員全員と事務局で開催しております。飛ばしまして、整理番号 3 番 4 番、8 月 14 日また 15 日、現地調査が行われております。第 1 ブロックの委員さん、第 3 ブロックの委員さんそれぞれ事務局と対応しております。整理番号 5 番、8 月 23 日から 25 日まで、平成 30 年度東北北海道農業活性化フォーラムが札幌市にて開催されております。会長、それから 3 名の委員さん、事務局 2 名が対応しております。この件につきましては、来月の総会にて報告がなされる予定でございます。以上、簡単でございますが会務報告とさせていただきます。

議 長 はい、有難うございました。次日程 5、報告第 29 号「農地法第 18 条第 6 項の規定による通知書の提出について」事務局説明をお願いします。

事 務 局 総会資料の 2 ページをお開き願います。報告第 29 号「農地法第 18 条第 6 項の規定による通知書の提出について」下記農地について、合意による解約があったので報告する。平成 30 年 8 月 27 日提出。弟子屈町農業委員会会長。今回合意解約につきましては 1 件ございました。それでは番号 1 番について説明をいたしたいと思えます。所在は、字〇〇〇〇〇〇〇〇の 1 筆。公簿現況地目とも畑。面積は、〇〇〇〇㎡となっております。貸付人は、弟子屈町字〇〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇氏。借受人は、弟子屈町字〇〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇氏でございます。解約日は、平成 30 年 8 月 1 日。契約期間は平成 30 年 5 月 25 日から平成 31 年 3 月 31 日までとなっております。この合意解約の土地につきましては、この後 12 ページの議案第 47 号の農業経営基盤強化促進法の農用地利用集積計画の決定について、で提案させていただいております。以上簡単ですが、報告第 29 号の説明とさせていただきます。

議 長 はい、有難うございました。事務局の説明が終わりました。何かご質問ございますか。

各 委 員 異議なし。

議 長 はい、異議なし。ということで報告第 29 号を報告済みとさせていただきます。次日程 6、議案第 45 号「農業振興地域整備計画の変更について」日程 7、議案第 46 号「農地法第 5 条の規定による許可申請について」関連がございますので、一括よろしくお願いいたします。事務局の説明よろしくお願いいたします。

事務局 総会資料3ページをお開き願います。議案第45号「農業振興地域整備計画の変更について」農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2第1項及び第2項に基づき弟子屈町より意見を求められた下記のものについて意見を求める。平成30年8月27日提出。弟子屈町農業委員会会長。

整理番号1番の説明をいたします。区分は用途変更でございます。所在は、字〇〇〇〇〇〇〇〇の1筆。公簿現況地目とも畑でございます。申請面積は、〇〇〇〇㎡の内〇〇〇〇㎡でございます。事業主体は、弟子屈町字〇〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇氏でございます。計画内容、事業名称は農業用施設の整備、本牛舎の建設となっております。事業期間は許可日から永久。事業内容につきましては、本牛舎2棟分として、〇〇〇〇㎡。作業スペースとして、〇〇〇〇㎡で、合計〇〇〇〇㎡となっております。事業の必要性につきましては、近隣農家の離農により小作地が増え、それに伴う規模拡大を図る。牛舎は来年10月中に稼働予定のため今年度より着手したい。とし、土地選定の理由は、現有施設に隣接し効率的な利用が可能のため、でございます。事業費は合計で、〇〇〇〇円。借入金としまして、〇〇〇〇円。残りは自己資金で対応することとしております。図面につきましては4ページ、配置図につきましては5ページ、牛舎の平面図立面図については6ページから9ページに参照しておりますのでご参照をお願いしたいと思います。本申請に併せて、農地法第5条許可申請がございましたので、引き続き説明いたします。それでは総会資料10ページをお開き願います。議案第46号「農地法第5条の規定による許可申請について」農地法第5条の規定による農地等の転用のための権利設定の許可申請があった下記のものについて意見を求める。平成30年8月27日提出。弟子屈町農業委員会会長。

本申請の権利についてですが、使用貸借による設定であります。所在、地番、地目、面積についての説明は割愛させていただきます。貸付人につきましては、弟子屈町字〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇氏。借受人は、〇〇〇〇氏でございます。農地区分転用種類は、農用地区域内農地の永久転用。用途施設につきましては、農業用施設の整備本牛舎の建設でございます。資金調達状況につきましては先の議案で説明いたしましたとおりですので割愛させていただきます。続きまして11ページをお開き願います。本申請に係る意見書案でございます。説明が重複しますので、農地の区分についての判断より説明いたします。申請地は農用地区域内農地でございます。面積は〇〇〇〇㎡でございます。該当事項とした判断理由は、申請地は、弟子屈町役場から北方向へ約7kmに位置する農振農用地区域内の農地である。現在、農用地区域から用途変更の手続き中である、としております。農地転用に関する許可基準からみた意見の検討事項、農地の区分と転用目的につきましては、当申請地は、当地で酪農業を営んでいる法人が、経営規模拡大及び効率的な営農のため農業用施設整備を行うものであります。当該事業実施のための必要最小限の転用でありやむを得ないものと思われる、としてございます。資力及び信用については、問題なし。転用の妨げとなる権利を有する者の同意状況は、所有者からの同意をいただいております。以下各項目については問題なし及び該当なし、となっております。法令により義務付けられている行政庁との協議進捗状況ですが、農業振興地域整備計画変更、用途変更の手続き中、としております。いずれも議決されましたら、北海道農業会議に意見聴取後、許可相当案件と認められましたら、北海道へ申請することいたします。以上、議案第45号及び46号の説明とさせていただきます。ご審議のうえ、ご決定賜りますようよろしくお願いいたします。

議長 はい、有難うございました。事務局の説明が終わりましたので、現地委員さんの報告をお願いいたします。1番吉田委員さんお願いいたします。

吉田委員 1番吉田です。本申請の現地調査は、8月15日に実施いたしました。現地調査委員は上西委員、齋木委員、私と事務局です。この申請については、〇〇〇〇が経営規模拡大を図るために、牛舎建設するものであります。申請地の隣接にはすでにその他の農業施設が集中しており、効率化を図れることから問題なしと判断いたします。以上簡単では

ございますが現地調査の報告といたします。よろしくお願いいたします。

議 長 はい、有難うございました。それではここで質疑を受けたいと思いますが、〇〇〇〇委員さんが農業委員会法 31 条に該当いたしますので、退席をお願いいたします。休憩いたします。

(休憩)

議 長 再開いたします。議案第 45 号 46 号について、何かご質問ございますか。よろしいでしょうか。

各 委 員 異議なし。

議 長 異議なし。ということで決定とさせていただきます。〇〇〇〇委員さんの退席を解除いたします。休憩いたします。

(休憩)

議 長 再開いたします。次日程 8、議案第 47 号「農業経営基盤強化促進法第 18 条の規定による農用地利用集積計画の決定について」事務局説明をお願いします。

事 務 局 はい、それでは 12 ページをお開きください。議案第 47 号「農業経営基盤強化促進法第 18 条の規定による農用地利用集積計画の決定について」農業経営基盤強化促進法第 18 条の規定により弟子屈町より決定を求められた下記の農用地利用集積計画について議決を求める。平成 30 年 8 月 27 日提出。弟子屈町農業委員会会長。
今回の総会に提案されております申請につきましては、利用権設定の申請が 4 件、利用権移転の申請が 1 件、合計 5 件の申請でございます。
整理番号 1 番 2 番につきましては、新規の申請でございます。借受人、字〇〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇氏の申請でございます。
整理番号 1 番、所在につきましては、字〇〇〇〇〇〇〇〇〇、面積〇〇〇〇㎡、外 1 筆、合計〇〇〇〇㎡、公簿現況地目とも畑。利用目的は飼料畑。貸付人、〇〇〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇氏でございます。借賃につきましては、〇〇〇〇円でございます。期間につきましては、平成 30 年 8 月 27 日から平成 33 年 3 月 31 日までの約 2 年 7 カ月間となっております。図面につきましては 14 ページをご覧ください。
続きまして整理番号 2 番、所在につきましては、字〇〇〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇㎡外 2 筆、合せまして、〇〇〇〇㎡。公簿地目は、畑及び牧場、現況地目は畑。利用目的は飼料畑。貸付人、弟子屈町〇〇〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇氏でございます。借賃につきましては、〇〇〇〇円でございます。期間につきましては平成 30 年 8 月 27 日から平成 33 年 3 月 31 日までの約 2 年 7 カ月間となっております。図面につきましては 15 ページをご覧ください。
続きまして整理番号 3 番。経営移譲に伴います継続の申請でございます。所在につきましては、字〇〇〇〇〇、〇〇〇〇㎡、外 8 筆。合せまして〇〇〇〇㎡。公簿現況地目とも畑。利用目的は牧草畑。貸付人、字〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇氏。借受人、同住所の、〇〇〇〇氏でございます。使用借賃の申請でございます。期間につきましては平成 30 年 8 月 27 日から平成 40 年 8 月 31 日までの 10 年間でございます。図面につきましては 16 から 18 ページをご覧ください。

「現況証明願いについて」事務局説明をお願いします。

事務局 それでは総会資料 21 ページをお開き願います。議案第 48 号「現況証明願いについて」農地法関係事務処理要領に基づき願出のあった、下記の現況証明願いについて議決を求める。平成 30 年 8 月 27 日提出。弟子屈町農業委員会会長。
申請番号 1 の説明をいたします。所在は、字〇〇〇〇〇〇〇〇外 1 筆の計 2 筆。公募地目は畑。面積は合計で〇〇〇〇㎡でございます。判定は農地採草放牧地以外、利用状況は未利用地でございます。所有者及び願出人とともに、弟子屈町字〇〇〇〇7〇〇〇〇、〇〇〇〇氏でございます。図面は 22 ページに掲載してございます。
以上、議案 48 号の説明とさせていただきます。ご決定賜りますようよろしくお願いいたします。

議長 はい、有難うございました。事務局の説明が終わりましたので、ここで現地委員さんの報告をお願いします。2 番齋木委員さんよろしくお願いいたします。

齋木委員 2 番齋木です。申請番号 1 番の現地調査は、8 月 15 日に実施しております。現地調査委員は、上西委員、吉田委員、渡邊委員。私と事務局です。申請地は先月総会で再設定した農地であります。当該地は農地として利用することが困難なことから、非農地の判断をいたしました。以上、簡単ではございますが、現地調査の報告といたします。よろしくお願いいたします。

議長 はい、有難うございました。現地委員さんの報告が終了しましたので、ここで質疑を受けたいと思います。議案第 48 号申請番号 1 番について何かご質問ございますか。

新木委員 はい、8 番新木です。この図面を見ますと形がなんか、引っ込んだ部分というかそこは畑として利用が出来るかと判断なんですか。

事務局 はい、この色塗りしているところが農振上のですね面積と合せたところで、色を塗っているところが農振から外れている箇所です。

新木委員 現況は？

事務局 現況はですね、実際のところ現況はそこから右側の畑のところは、畑として利用が可能な状況ではあるんですが、実際は縦のところは道路に沿っているところなんですけれども、そこは実際のところは農地としては利用は難しいと、そこは農振の兼ね合いをみたところ、そこがこういった形ではいったものですから一応このとおりに併せて、現況証明願としております。

新木委員 分かりました。

議長 よろしいでしょうか。その他ございますか。

各 委 員 異議なし。

議 長 異議なし。ということで議案第 48 号を決定させていただきます。日程 10、その他。皆さんの方から何かございますか。休憩いたします。

(休憩)

議 長 再開いたします。本日日程 1 から日程 10 まで全て決定いたしました。これにて第 13 回弟子屈町農業委員会総会を終了致します。ご苦勞様でした。

午前 10 時 27 分
以上顛末と録し、議事録とする。

議事録署名委員 鈴木 和幸

議事録署名委員 江上 真一